

各分科会における検討結果のとりまとめについて（案）

．電子計算機に係る判断の基準等について（案）

１．植物を原料とするプラスチックについて

第 1 回特定調達品目検討会における本分科会からの報告のとおり、筐体や部品への植物を原料とするプラスチックの使用についての考え方を整理する必要があるところであるが、議論の結果、分科会としての最終的な結論を得るに至らず、以下の 2 案を併記し、結論を検討会の判断に委ねることとした。

（１）配慮事項として記載しない案（案１）

植物を原料としたプラスチックの環境負荷については、情報が十分に開示され、定まった評価を得ているとは言い難い状況にある。これまで植物を原料としたプラスチックは、個別の品目ごとに LCA を実施し、環境負荷低減効果が確認された場合に限り特定調達品目の判断の基準等として設定してきた経緯がある。

将来のポテンシャルは高いと考えられるが、現状の環境負荷に関する評価が確定していない段階で、特に汎用性の高い品目である電子計算機の配慮事項として設定することは、「植物を原料としたすべてのプラスチックは環境に配慮した素材である」というメッセージが独り歩きするおそれがある。

なお、この場合においては、今後の検討に資するため、植物を原料としたプラスチックに関する課題を整理し、第 3 回検討会において確認の上、次年度以降の検討に当たっての課題とし、開示資料とする。

（２）条件付で配慮事項に記載する案（案２）

植物を原料としたプラスチックの使用については、平成 18 年 3 月に新たに閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、地球温暖化対策や再生可能資源の利用等の観点から、政府として推進を図る必要がある。

一方、植物を原料としたプラスチックの環境負荷については、情報が十分に開示され、定まった評価を得ているとは言い難い状況にある。このため、植物を原料とするプラスチックの使用に当たっては、次の事項について担保がなされていることを条件として、配慮事項に記載し、事業者の適切な情報開示等を促進する。

- LCA によりライフサイクル全般にわたる環境負荷が分析・評価されるときもに、第三者の LCA 専門家等により、環境負荷低減効果が確認されること
- LCA に関する情報が開示・公表されること
- 植物を原料とするプラスチックを使用した製品の回収及びリサイクルのシ

システムがあること

- リサイクルの阻害要因とならないよう、使用部位に関する情報開示がなされていること

2．判断の基準等について

(1) 品目の対象範囲

対象とする品目は電子計算機全般。うち、パーソナルコンピュータ、一般の行政事務において使用するノート PC については追加の判断の基準を設定。

(2) 判断の基準の設定に当たっての考え方

本項の判断の基準案は、以下の観点から検討を行ったところ。

- 省エネルギー法のトップランナー基準の反映（電子計算機全般）
- 特定の化学物質が含有基準値を超えないこと、及び含有情報の表示・公表（パーソナルコンピュータ）
- 標準構成とする搭載機器・機能の簡素化による省資源・省エネルギー（一般行政事務用ノート PC）
- 周辺機器の接続による拡張性の確保（一般行政事務用ノート PC）

(3) 判断の基準（案）

具体的な判断の基準（案）については、資料 4 - 1「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

省エネルギー法のトップランナー基準（共通）

省エネルギー法の平成 19 年度の目標基準値である基準エネルギー消費効率を上回らないこととし、電子計算機に適用した。なお、以下は適用除外。

- ・ スーパーコンピュータ
- ・ 超並列型電子計算機（MPP）
- ・ 特殊な入出力制御を行うもの（制御する入出力用信号伝送路が多いもの）
- ・ フォールトトレラント型電子計算機
- ・ オフィスコンピュータ等の事務処理専用機
- ・ 携帯情報端末

搭載機器・機能の簡素化・周辺機器の接続（一般行政事務用ノート PC）

一般行政事務用のノート PC に係る判断の基準として、以下の要件を満足することとした。

- 内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択または外部接続可能であること

☐ 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること
なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましいこととしているが、これらは、プリント基盤等に直接搭載される機能であるため、一般行政用のノート PC の基本モデルとしては、装備されていないモデルを推奨する趣旨である。

(4) 配慮事項 (案)

以下の項目は配慮事項 (案) として設定することとした。

案 1

- ☐ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫の実施
- ☐ 二次電池 (バッテリ) の駆動時間が必要以上に長くないこと
- ☐ 再使用部品の使用
- ☐ 環境負荷低減に配慮した素材の使用
- ☐ 製品の包装材の環境負荷低減
- ☐ マニュアル等の付属品の環境負荷低減

案 2

- ☐ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫の実施
- ☐ 二次電池 (バッテリ) の駆動時間が必要以上に長くないこと
- ☐ 再使用部品の使用
- ☐ 再生プラスチックまたは植物由来プラスチックの使用
- ☐ 再生マグネシウム合金の使用
- ☐ 製品の包装材の環境負荷低減
- ☐ マニュアル等の付属品の環境負荷低減

二次電池 (バッテリ) 駆動時間については、一般の行政事務におけるノート PC の利用状況を勘案すると、それほど長時間駆動する必要性はない (電池駆動時間について 8 割以上が短時間 (30 分程度以内) で十分とのアンケート結果¹がある) 。

¹ 「 15 ～ 30 分程度で十分 」 が 44.4%、 「 停電等の不測時にデータを保存し正常に終了できる程度 」 が 40.0%

．庁舎管理に係る判断の基準等について（案）

1．検討の経緯について

第 1 回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされた。なお、検討会における以下の指摘を踏まえ、検討を実施する必要がある。

- 既存のツールを利用して建築物の環境性能を評価することは大変重要
- 建築されて相当程度期間が経過している庁舎については環境への配慮が行われていない施設が多いと考えられることから、グリーン庁舎への積極的な改修が必要
- 改正省エネ法の判断基準との関係を整理する必要

2．判断の基準等について

（１）役務の対象範囲

庁舎管理を委託する場合の形態は、常駐管理の場合と巡回管理、遠隔監視（管理）の場合がある。庁舎における建築設備の機能が十分に発揮されるよう各設備を理解し、施設の適切な維持管理を行っていくとともに、運用状況を踏まえた省エネルギー対策等を検討する必要があることから、庁舎管理全般の中から常駐管理形態に限って基準の強化を図ることとする。また、庁舎管理については、清掃、電気・機械設備保全、警備等の役務があるが、省エネルギー・省資源の推進の観点から、管理業者に委託して実施する維持管理（水、廃棄物も含む）業務を今回の見直しの対象とする。

（２）判断の基準の見直しに当たっての考え方

現行の判断の基準に加え、以下の観点から見直しに関する検討を実施。

- 日常点検または定期点検において対応可能な対策
 - ➔ 庁舎管理者が主体となって取り組むことが可能
- 庁舎・設備の維持管理・運用面から対応可能な対策
 - ➔ 運転時間や使用に当たっての制限等、一部施設利用者の協力が必要であるが、庁舎管理者が主導して取り組むことが可能な対策
 - ➔ 施設利用者の協力が不可欠であるが連携して取り組むことが可能な対策

このため、施設の改修や大規模な設備・機器の更新・導入等を行う場合は含まれない（公共工事の対象）ものとする。

（３）判断の基準（案）

庁舎管理と清掃の判断の基準を分離。

庁舎の常駐管理の場合には、現行の判断の基準に加え、新たな判断の基準を追加。

具体的な判断の基準（案）については、資料４－１「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

庁舎管理

省エネルギー対策

常駐管理の場合の各施設における省エネルギーに係る措置・対策については、別表を参考として当該施設の利用状況等に即し選定するとともに、その管理基準を定めるととし、以下の３項目を判断の基準として設定した。

- ☐ 温湿度の適切な設定及び管理
- ☐ 照明効率を維持するための措置
- ☐ 空調設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置

エネルギー、水使用量または廃棄物排出量

常駐管理の場合には、エネルギーの使用量、水の使用量または廃棄物の排出量を把握し、以下の措置を講ずることを判断の基準として設定した。

- ☐ 施設管理者へ毎月報告
- ☐ 前月比又は前年同月比で著しく増加した場合の対策の提案

清掃

清掃に係る判断の基準については、現行の判断の基準のとおり変更なし。
なお、清掃に係る判断の基準の見直しに関する検討を今後実施する予定。

(４) 配慮事項(案)

配慮事項(案)については、庁舎管理と清掃を分離。

庁舎管理

庁舎管理に係る配慮事項を以下のとおり変更。

- ☐ 改正省エネ法の判断基準を踏まえた庁舎におけるエネルギー使用の合理化
- ☐ 管理・評価ツールの活用
- ☐ ごみの回収量の集計、増加した場合の原因及び対応方策についての提案(常駐管理以外の場合にのみ適用)

清掃

清掃に係る配慮事項については、現行の配慮事項のとおり変更なし。
なお、上記と併せ清掃に係る配慮事項の見直しに関する検討を今後実施する予定。

- 1 . 文具類に係る判断の基準等について（案）

1 . 検討の経緯

文具類については、平成 18 年 2 月に閣議決定された基本方針の備考（下記参照）に記載されているとおり、製品全体重量に占めるプラスチック重量の割合が高い品目または紙を主材料とする品目のうち、対応可能な品目については、平成 19 年度からの調達に当たっての判断の基準の見直しに反映することされた。

このため、後述するとおり、製品を構成する材料としてプラスチックまたは紙のいずれかが製品全体重量の 70%以上使用しているものを対象として、判断の基準の見直しに関する検討を実施した。

備考）8 市場において文具類に係る判断の基準を満足する製品が増加していることにかんがみ、また、更なる環境負荷低減を図るため、プラスチックを主材料とする品目のうち製品の全体重量に占めるプラスチック重量の割合が高い品目及び紙を主材料とする品目の判断の基準については、次年度に検討の上、可能な品目から見直しを行うこととする。

2 . 検討の方向性について

（ 1 ）対象品目候補の選定

判断の基準の見直しの対象品目の候補の選定に当たっては、以下の観点から検討を実施した。

- 市場における特定調達物品の普及状況
- 特定調達品目に選定されてからの期間
- 国等の機関の調達状況

また、製品を構成する材料としてプラスチックまたは紙のいずれかが製品全体重量の 70%以上使用しているものを当面の判断の基準の見直し対象品目の候補とした。

（ 2 ）製品全体重量に基づく判断の基準等

現行の共通の判断の基準とエコマークの認定基準では、ともに再生材料の配合率に関する基準を設定しているが、両制度において異なった計算方法²となっている。このため、事業者、調達者双方にとっても統一された計算方法とすることが望ましいことから、文具類の特定調達品目の判断の基準の見直しを進めるに当たっては、今後、製品全体重量を分母とした計算方法に順次変更することとする。

なお、製品全体重量から消耗部分³（使用することにより消耗する部分）、粘着部分⁴

² グリーン購入法の判断の基準においては「金属を除く主要材料」を計算時の分母としているのに対し、エコマークの認定基準においては製品全体重量が計算時の分母となっている

³ 消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワ

（主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面）及びとじこみ用品のとじ具の重量は除くこととした。

（３）ポストコンシューマ材料

ポストコンシューマ材料は、家庭及び各種施設から発生した材料の回収となり、廃棄物削減、省資源や製造エネルギー削減等につながることから、製造事業者のポストコンシューマ材料の使用促進に向けたインセンティブとするため、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックについては、再生材料の配合率基準を 10% 低く設定することとした。

３．判断の基準等について

（１）対象品目候補と見直しスケジュール

文具類に係る特定調達品目のうち、現行の判断の基準の見直しの対象品目候補（プラスチックまたは紙のいずれかが製品全体重量の 70% 以上使用している品目）は、次頁の表のとおり。

なお、文具類は製品の特性上、流通在庫が多いことから、平成 19 年度からの調達の基本方針の見直し対象以外の品目については、見直しのスケジュールを事前に製造事業者、販売事業者に周知しておくことが必要との判断から、併せて平成 21 年度からの調達の基本方針の見直し対象品目候補については、備考に記載することとした。

（２）判断の基準（案）について

上記（１）の表に示したプラスチックを主材料とする 8 品目、紙を主材料とする 4 品目について、判断の基準の見直しを行った。

□ 再生プラスチック配合率を 40% から 70% へ強化（ポストコンシューマ材料を使用している場合は 60%）

□ 古紙パルプ配合率を 50% から 70% へ強化

具体的な判断の基準（案）については、資料 4 - 1 「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

ンウエイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く

⁴ 粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く

表 判断の基準の見直しに係る対象品目候補及びスケジュール

年 度	プラスチックを主材料とする品目	紙を主材料とする品目
平成 19 年度候補	朱肉 連射クリップ 事務用修正具（テープ） ブックスタンド メディアケース（FD・CD・MO 用） 絵筆 ごみ箱 リサイクルボックス （8 品目）	つづりひも タックラベル インデックス 付箋紙 （4 品目）
平成 21 年度候補	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン スタンプ台 定規 事務用修正具（液状） ペンスタンド OA クリーナー レターケース のり（液状） のり（固形） のり（テープ） ファイリング用品 つづりひも ホワイトボード用イレーザ （16 品目）	ファイリング用品 マウスパッド （2 品目）

4 . 今後の検討課題

次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- 対象となる素材の合計重量比の考え方（製品全体重量に占める再生プラスチック、古紙パルプ、間伐材・端材等の合計重量比）
- 現行の判断の基準の適用が必ずしも適切とは考えられない機能性事務用品⁵に係る判断の基準等の考え方
- 詰め替え製品に係る判断の基準の検討（リデュース、リユースの観点から積極的な利用促進が必要）

⁵ 強度などの機能を維持するために、構造上、紙材・木材・プラスチック以外の材料（金属など）の割合が高い製品

- 2 . オフィス家具等に係る判断の基準等について（案）

1 . 検討の経緯について

棚や収納用什器、机、いす等の機器類については、素材として金属類が多く使用されているが、これまで金属類に係る判断の基準の検討は行われてこなかった。

しかしながら、

- 金属類は従来から回収・リサイクルシステムが確立しており、資源循環性に優れた素材であるため、一方で適切な評価がなされてこなかったこと
- 資源有効利用促進法に基づく金属製家具をはじめとした3Rの取組の進展により、これまでのリサイクルに加え、リデュース、リユースに係る評価方法が必要であること
- 他方、本来製品に必ずしも必要とは考えられない再生プラスチック等の使用により判断の基準を満足する製品が顕在化していること

などの理由により、金属類に関する判断の基準について検討が必要となった。

このため、機器類のうちの金属製家具を念頭に、従来製品に比べてより環境負荷低減資するものを積極的に評価できる指標について検討を行い、判断の基準として設定することとした。

2 . 判断の基準等について

（1）品目の対象範囲

製品の使用素材構成のうち金属類の占める割合の高い棚または収納用什器を最初の金属類に係る判断の基準を設定する対象品目とした。

（2）主要材料の定義の考え方

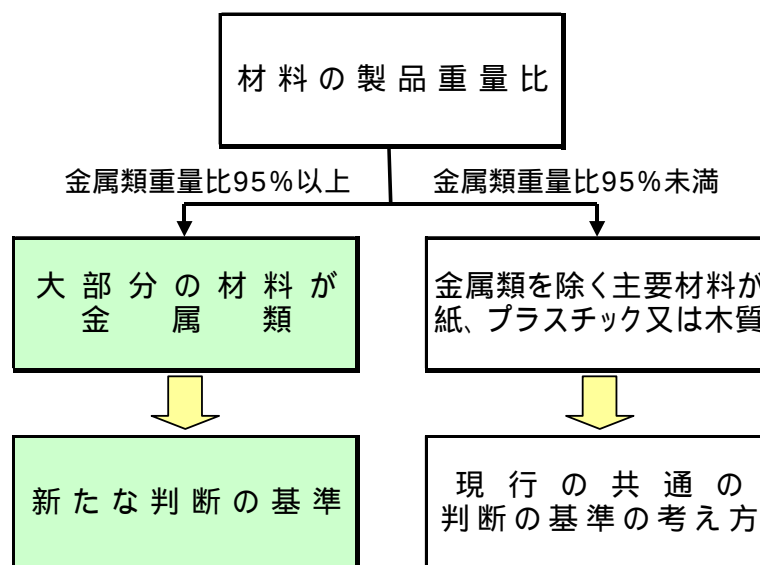


図 材料の製品重量比による判断の基準の考え方

- 「大部分の材料が金属類」である製品の考え方（図の左側）
 - ➔ 製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上である製品については、新たな判断の基準を設定
- 「大部分の材料が金属類」である製品以外の考え方（図の右側）
 - ➔ 現行の共通の基準の考え方を基本とするが、今後「金属を除く主要材料」に係る基準（定義）を検討するとともに、基準に該当する製品に係る判断の基準についても検討することが必要

（３）判断の基準等（案）

新たな判断の基準の設定に当たっては、資源有効利用促進法を踏まえ、３Ｒ（特にリデュース、リユース）に係る指標から判断の基準を設定することとした。また、「金属製家具製品のアセスメントガイドライン」に示されたリデュース及びリサイクル配慮設計に係る評価基準を併せて判断の基準として設定することとした。

具体的な判断の基準（案）については、資料４－１「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

（４）分野名称（案）

分野名称については、「オフィス家具等」に変更することとしたい。

なお、例えば掲示板、ホワイトボード、大学法人等の学校等において調達される机・いす等のように、必ずしもオフィス家具に該当しないなどの品目があることから、分野名称は「オフィス家具等」とすることとした。

３．具体的な指標に係る検討について

機器類に係る特定調達品目のうち、「大部分の材料が金属類」である製品に係る具体的な指標案は、以下のとおりであり、いずれか（１つまたは複数）を新たな判断の基準を設定するための指標として選択する方針で検討を実施した。

（１）リデュースに係る指標

ア．指標の概要

及び の軽量化率は従前の製品と比較して、どの程度軽量化されたかを重量ベースで示す指標。製品全体の重量または製品の機能当たりの重量（同等製品・同一容量等に対する軽量化）割合で示す。

$$\begin{aligned} \text{軽量化率（％）} &= \left(1 - \frac{\text{当該製品重量}}{\text{従前の製品重量}} \right) \times 100 \\ &\text{または} \\ \text{軽量化率（％）} &= \left(1 - \frac{\text{製品機能当たり重量}}{\text{従前の製品機能当たり重量}} \right) \times 100 \end{aligned}$$

□ 「従前」の考え方

- ・ 資源有効利用促進法により金属製家具が指定資源化製品（リデュース配慮設計）及び指定再利用製品（リサイクル配慮製品）に指定され、製品アセスメントが義務づけられたことにより開発・設計段階における環境配慮を実施
→ 資源有効利用促進法の施行（平成 13 年 4 月）前を「従前」とする

イ．検討結果

軽量化率については、平成 12 年と現在における各メーカーの代表的な棚・収納庫の製品重量の軽量化について調査したところ、資源有効利用促進法の趣旨を踏まえアセスメントは行っているところであるが、既に事業者による軽量化への取組がなされており、現状では、さらなる軽量化を図ることは困難と考えられた。

一方で競合製品との差別化という観点からの製品の改良が行われており、重量が増加している点も見受けられる。

このため、リデュースの観点から「軽量化」に関する判断の基準を、現在の製品の機能当たり重量⁶を基本として、その上限値（当該数値を上回らないこと）を判断の基準として設定することとした。

なお、詳細については、今後、（社）日本オフィス家具協会と事務局において早急に検討し、軽量化に係る判断の基準（案）を設定することとしたい。

（２）リユース、リサイクルに係る指標

ア．指標の概要

の回収部品再使用率は製品重量に占めるリユース（再使用）部品の重量割合で示す指標。回収システムによって回収された部品のリユース（再使用）重量割合で示す。

$$\text{回収部品再使用率（％）} = \frac{\text{回収部品再使用重量}}{\text{製品重量}} \times 100$$

の部品分解可能率は製品重量に占めるリユース（再使用）可能部品の重量割合で示す指標。製品の設計段階におけるリユース（再使用）可能な部品重量割合で示す。

$$\text{部品分解可能率（％）} = \frac{\text{リユース可能部品重量}}{\text{製品重量}} \times 100$$

の単一素材分解可能率は製品部品数に占める単一素材まで分解が可能な部品数の割合で示す指標。製品の設計段階における単一素材まで分解が可能な部品数の割合で示す。単一素材まで分解可能であることは、マテリアルリサイクルが容易になるとともに、回収した部品のリユース（再使用）につながる。

⁶ 例えば、天板、地板、棚板の支持重量当たりや収納容積当たりの重量等が想定される

なお、この指標は製造事業者各々にマテリアルリサイクルのシステムを確立させ、資源の有効利用を促すことを目的としたものであり、必ずしも単一素材まで分解することを目的とするものではない。

$$\text{単一素材分解可能率（％）} = \frac{\text{単一素材まで分解可能な部品数}}{\text{製品部品数}} \times 100$$

イ．検討結果

の回収部品再使用率、の部品分解可能率については、現在取り組んでいる事業者がないことから、現段階において判断の基準として設定することはできないと判断された。

の単一素材分解可能率については、各メーカーにおいて「金属製家具製品のアセスメントガイドライン」に基づき環境配慮設計を実施しているところ⁷であり、判断の基準として設定することは可能である。しかし、製品の部品数の定義や除外すべき部品の内容等に関する検討が行われていないことから、今後、1年間をかけて、指標に使用するデータ内容等の具体的な定義を検討し、平成19年度において、「単一素材分解可能率」に係る基準の設定を行うこととした。

4．今後の課題

上記の「単一素材分解可能率」に係る基準の設定のほかに、次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- 軽量化に係る判断の基準の適用品目の拡大
- 再生プラスチック配合率をはじめとした現行の判断の基準の強化に関する検討
- リデュース、リユースの関連指標の検討及び判断の基準への活用

⁷ 再生可能材料部品の分離・分解の容易化や材質表示、材料ごとの分別への工夫等

．輸配送に係る判断の基準等について（案）

1．検討の経緯について

第1回特定調達品目検討会において、本分科会の報告内容に沿って検討を進めるとされたところ。

特定調達品目検討会において、従前より役務分野の品目拡大に積極的に取り組む必要性が指摘されており、平成19年度の調達から輸配送をグリーン購入法に係る特定調達品目として設定し、環境負荷低減に向けたスタートを切ることが重要であり、国等の機関に限らず地方公共団体や民間への波及効果が期待されるところ。

2．判断の基準等について

（1）役務の範囲

対象とする役務の範囲は、国等の機関（調達者）が発注する国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便とする。

（2）判断の基準（案）

以下の6つの項目を判断の基準として設定した。

具体的な判断の基準（案）については、資料4-1「特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）」を参照。

エネルギー使用実態、取組効果の把握

→ 改正省エネ法を踏まえたエネルギー使用実態及び取組効果の把握

エコドライブの推進

→ エコドライブについては「新・エコドライブ10のすすめ」が検討されているところ

車両の点検・整備

→ 別表に示した取組の実施

モーダルシフトの実施

→ 環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用
輸配送効率の向上

上記取組を担保するため取組状況等の公表または第三者による審査

→ 環境報告書による公表、ISO14001、EA21等の環境マネジメントシステム、
グリーン経営認証（環境パフォーマンス評価）など

エネルギー使用実態、取組効果の把握

改正省エネルギー法に基づき、特定輸送事業者（事業用貨物自動車200台以上）は、省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等が義務づけられている。

このため、省エネルギー法に準拠したエネルギー使用量の算定及び省エネ計画に基づ

く取組及びその効果の把握は可能であり、本項を判断の基準として設定した。

エコドライブの推進

以下の4項目が講じられていることをもって、エコドライブを推進するための措置とし、判断の基準として設定した。

- エコドライブについて運転者への周知
- 管理責任者の設置、マニュアルの作成等、エコドライブに係る推進体制整備
- エコドライブに係る教育・研修等の実施
- 適切な単位でのエネルギーの使用の管理

車両の点検・整備

車両のエネルギー効率を維持することを目的に、別表「車両のエネルギー効率の維持に係る点検・整備項目」に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることを判断の基準として設定した。

モーダルシフトの実施

モーダルシフトについては、京都議定書目標達成計画の「省CO₂型物流体系の形成」の柱となる施策であり、省エネルギー法の荷主の判断基準においてもエネルギーの使用の合理化に資する輸送方法の選択として重要な対策となっている。

このため、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運を活用することによるモーダルシフトの実施を判断の基準として設定した。

輸配送効率の向上

以下の4項目が講じられていることをもって、輸配送効率の向上を図る措置とし、判断の基準として設定した。

- 事前の効率的な輸配送経路の選択・運転者への周知
- 渋滞情報等の把握、適切な輸配送経路の選択の仕組み
- 輸配送量、地域特性に応じた適正車種の選択
- 輸配送先、輸配送量に応じた全体最適化・輸配送距離の短縮

公表または第三者による審査

情報の公表・可視化により事業者自らのエネルギー使用量や取組の進捗状況の把握・点検等が行われることとなり、さらなる対策の追加や見直しにつながるものと期待される。このため、

- 上記 のエネルギー使用実態、取組効果に関する数値の公表または第三者による審査
- 上記 から については、実施の有無の公表または第三者による審査が行われていることを判断の基準として設定した。

(3) 配慮事項 (案)

以下の 7 項目について配慮事項として設定を行うこととした。

- ☐ 改正省エネ法の判断基準を踏まえた取組推進
- ☐ 低燃費・低公害車の導入推進
- ☐ 積載率の向上
- ☐ 共同輸配送の実施
- ☐ 包装用品の再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減への配慮
- ☐ 事業所、集配拠点等における省エネルギー対策
- ☐ 委託先事業者への環境負荷低減に向けた取組要請

4 . 今後の検討課題

次年度以降に検討を実施すべき課題としては、以下のとおり。

- ☐ 判断の基準等の継続的な見直し (取組内容の追加・強化等)
- ☐ 委託先等の環境負荷低減に向けた取組の推進方策の検討 (サプライチェーンマネジメント)
- ☐ 対象とする役務の範囲の拡大に関する検討 (大型の貨物や旅客等)